

学校感染症出席停止について

感染症にかかった時は、流行をふせぐために、また治療に専念し健康を守るため、登校を控えていただくことになっています。登校される時は、医師の診察を受け、下記の用紙に医師の証明をもらって学校へ提出して下さい。診察を受けるご負担、証明書代のご負担等をおかけすることになります。なにとぞご協力下さいますようお願いいたします。なお、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症については、医師の証明書は不要です。罹患申出書に保護者が記入し、学校に提出してください。

なお、お子様がお休みされている間は、出席停止となり欠席扱いになりません。

《参考》出席停止の期間の基準
(第二種感染症)

- | | |
|--|--|
| 1. インフルエンザ | 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日(幼児にあつては3日)を経過するまで |
| ※証明書は様式2「インフルエンザ罹患申出書」を使用して下さい。 | |
| 2. 百日咳 | 特有の咳がなくなるまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| 3. 麻疹(はしか) | 解熱した後3日を経過するまで |
| 4. 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで |
| 5. 風疹(三日はしか) | 発疹がなくなるまで |
| 6. 水痘(水ぼうそう) | すべての発疹がかさぶたになるまで |
| 7. 咽頭結膜熱(プール熱) | 主な症状がなくなった後2日を経過するまで |
| 8. 新型コロナウイルス感染症 | 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで |

※証明書は様式3「新型コロナウイルス罹患申出書」を使用して下さい。

- | | |
|--------------|-------------------|
| 9. 結核 | 医師が感染の恐れがないと認めるまで |
| 10. 髄膜炎菌性髄膜炎 | 医師が感染の恐れがないと認めるまで |
- ※第二種感染症については基準が定められていますが、病状によっては、医師が感染の恐れがないと認めれば登校してもよいことになっています。

(第三種感染症)

- | | |
|----------------|---------------------|
| 1. 腸管出血性大腸菌感染症 | } 医師が感染の恐れがないと認めるまで |
| 2. 流行性角結膜炎 | |
| 3. 急性出血性結膜炎 | |
| 4. その他の感染症 | |

----- き り と り -----

証 明 書

学 校 長 様

幼・小・中・高本・高専 年 氏名

上記の者(病名:)の感染の恐れがないと認めますので()月()日から登校することを許可します。

休養を要した期間: 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

令和 年 月 日

医療機関名
医師氏名

印